

障害福祉（障害児支援）従事者処遇改善緊急支援事業費補助金の 4月募集（6月支払）の開始について

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、福祉・介護職員等を対象に、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、月額1万円相当（6か月分）の賃上げに必要な費用を補助します。

○対象事業所・施設 1月以降に新設した事業所等や12月報酬等に係る月遅れ請求や再請求等に伴う過誤調整分がある事業所等
※2月の募集時に申請いただいた事業所については、再度の申請はできませんので、ご注意ください。

○交付金額 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

○申請手続き
法人ごとに、交付申請書等の書類を提出してください。
※山口県では、令和8年4月以降に、交付申請書等の受付を開始する予定です。令和8年6月下旬に補助金支払の予定です。
※障害福祉サービス等報酬関係で市町に届出を行うサービス事業者も、この補助金の届出先は都道府県です。
※この補助金の申請先は都道府県であり、処遇改善加算の申請先は指定権者であるため、それぞれ提出が必要です。
提出漏れがないようご注意ください。

○お問い合わせ先
福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター (050-3733-0230)
※実施要項等は県ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/333454.html>